

東広島市地域強靱化計画審議会規則（令和 2 年 5 月 1 5 日東広島市規則第 4 0 号）

（趣旨）

第 1 条 この規則は、附属機関の設置に関する条例（昭和 5 0 年東広島市条例第 3 4 号）第 3 条の規定に基づき、東広島市地域強靱化計画審議会（以下「審議会」という。）の所掌事務、組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第 2 条 審議会は、東広島市地域強靱化計画の策定（その変更を含む。）に関する事項について審議するものとする。

（組織）

第 3 条 審議会は、委員 1 5 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 指定地方行政機関（災害対策基本法（昭和 3 6 年法律第 2 2 3 号。以下この項において「法」という。）第 2 条第 4 号に規定する指定地方行政機関をいう。）の長又は職員
- (2) 広島県の知事部局の職員
- (3) 広島県警察の警察官
- (4) 指定公共機関（法第 2 条第 5 号に規定する指定公共機関をいう。）又は指定地方公共機関（同条第 6 号に規定する指定地方公共機関をいう。）の役員又は職員
- (5) 公共的団体の役員
- (6) 自主防災組織（法第 2 条の 2 第 2 号に規定する自主防災組織をいう。）を構成する者又は学識経験のある者
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認める者

（委員の任期）

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員は、前条第 2 項各号に掲げる要件に該当しないこととなったときは、解嘱され、又は解任されるものとする。

（会長及び副会長）

第 5 条 審議会に会長及び副会長各 1 人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第 6 条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 審議会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(検討会)

第7条 審議会は、専門の事項を調査し、又は検討させるため必要があるときは、その議決により、検討会を置くことができる。

- 2 検討会の組織及び運営に関する事項は、会長が審議会に諮って定める。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、総務部危機管理課において処理する。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。